



島根県報

平成23年7月15日（金）

号外 第 142 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則	（農 業 経 営 課）	2
島根県立農業研修館条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	3
島根県立農業大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則	（ " ）	4

【公 告】

平成24年度島根県立農林大学校の学生募集	（農 業 経 営 課）	4
----------------------	-------------	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則（規則第60号）

1 規則の概要

- (1) 題名を島根県立農林大学校学則に改めることとした。
- (2) 養成部門の編成を改めることとした。（第2条関係）
- (3) 規則及び大学校の名称並びに養成部門の編成を改めること等に伴う規定及び様式の整備（第1条・様式第1号－様式第11号関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県立農業研修館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第61号）

1 規則の概要

島根県立農業大学校の名称を島根県立農林大学校に改めることに伴う規定の整備

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県立農業大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第62号）

1 規則の概要

- (1) 題名を島根県立農林大学校奨学金貸与規則に改めることとした。
- (2) 規則の名称を改めることに伴う規定及び様式の整理（第1条・様式第1号－様式第5号関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第60号

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農業大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立農林大学校学則

第1条中「島根県立農業大学校条例」を「島根県立農林大学校条例」に、「島根県立農業大学校（）」を「島根県立農林大学校（）」に改める。

第2条の表を次のように改める。

科	専 攻	入 学 定 員	修 業 年 限
農 業 科	有 機 農 業 野 菜 花 き 果 樹	30人	2年

	肉 用 牛		
林 業 科		10人	2年

様式第1号中「島根県立農業大学校長」を「島根県立農林大学校長」に、「貴大学校」を「島根県立農林大学校」に、

「

第 2 志 望	科 専攻	を
---------	------	---

」

「

第 2 志 望	科 専攻	に改め、同様式注中「は
第 3 志 望	科 専攻	

」

り付けて」を「貼り付けて」に改める。

様式第2号中「島根県立農業大学校長」を「島根県立農林大学校長」に、「貴大学校」を「島根県立農林大学校」に改める。

様式第3号から様式第7号までの規定中「島根県立農業大学校長」を「島根県立農林大学校長」に改める。

様式第8号中「島根県立農業大学校の授業料等」を「授業料等」に、「島根県立農業大学校長」を「島根県立農林大学校長」に改める。

様式第9号中「島根県立農業大学校
科 様」を「科 様」に、「島根県立農業大学校
授業料等」を「授業料等」に、「島根県立農業大学校学則」を「島根県立農林大学校学則」に改める。

様式第10号中「島根県立農業大学校
科 様」を「科 様」に、「島根県立農業大学校
授業料等」を「授業料等」に、「島根県立農業大学校学則」を「島根県立農林大学校学則」に、「第24条第2項」を「第24条第3項」に改める。

様式第11号中「島根県立農業大学校長」を「島根県立農林大学校長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、様式第1号、様式第2号及び様式第8号の改正規定（「島根県立農業大学校長」を「島根県立農林大学校長」に改める部分を除く。）並びに様式第9号及び様式第10号の改正規定（「島根県立農業大学校学則」を「島根県立農林大学校学則」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日において現に養成部門に在籍している学生で平成24年4月1日以後も引き続き在籍するものに係る同日から当該学生が卒業する日又は退学する日までの間の科及び専攻については、この規則による改正後の島根県立農林大学校学則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

島根県立農業研修館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第61号

島根県立農業研修館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立農業研修館条例施行規則（昭和57年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「島根県立農業大学校」を「島根県立農林大学校」に、「農業大学校長」を「校長」に改める。

第3条第2項、第4条から第6条まで、第7条第1項第2号及び同条第2項並びに第9条から第12条までの規定中「農業大学校長」を「校長」に改める。

様式第1号から様式第4号までの規定中「島根県立農業大学校長」を「島根県立農林大学校長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

島根県立農業大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第62号

島根県立農業大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則

島根県立農業大学校奨学金貸与規則（昭和60年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立農林大学校奨学金貸与規則

第1条中「島根県立農業大学校」を「島根県立農林大学校」に改める。

様式第1号から様式第5号までの規定中「島根県立農業大学校奨学金貸与規則」を「島根県立農林大学校奨学金貸与規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県立農林大学校奨学金貸与規則は、平成24年4月1日以後に島根県立農林大学校の養成部門に在学する者に対し同日以後に貸与の決定をする奨学金について適用し、同日前に貸与の決定があった島根県立農業大学校奨学金については、なお従前の例による。

公 告

平成24年度島根県立農林大学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農業大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）第8条第4項の規定により公告する。

平成23年7月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
農業科	有機農業 野菜 花き 果樹	30人	2年	募集人員は、出身学校長推薦入学者及び地域推薦・自己推薦入学者を含む。

	肉用牛			
林業科	—	10人		

3 出身学校長推薦入学検定

(1) 募集人員

2に定める募集人員のうち8割程度を上限とする。

(2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成24年3月に卒業見込みの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成24年3月に修了見込みの者であつて、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(エ) 推薦書（島根県立農業大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）

(オ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分を貼り付けたもの）

(カ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

平成23年9月27日（火）から同年10月12日（水）17時までとし、郵送の場合は、同年10月12日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(7) 日時

平成23年10月27日（木）9時30分から16時まで

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校

(ウ) 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

平成23年11月4日（金）に島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のアに定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

4 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成24年3月に卒業見込みの者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成24年3月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のアに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のアに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。

(エ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分を貼り付けたもの）

(オ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

(ア) 前期試験 平成23年11月14日（月）から同年11月29日（火）17時まで

(イ) 後期試験 平成24年1月16日（月）から同年1月31日（火）17時まで

後期試験は、出身学校長推薦入学検定合格者及び一般入学検定前期試験合格者が募集人員を満たさなかった科のみ出願できる。

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

前期試験 平成23年12月14日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成24年2月15日（水）9時30分から16時まで

後期試験は、出身学校長推薦入学検定合格者及び一般入学検定前期試験合格者が募集人員を満たさなかった科のみ実施する。

(4) 場所

大田市波根町970番 1 島根県立農業大学校

(7) 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(エ) 後期試験実施科の発表

a 日時

平成23年12月21日（水）10時

b 場所等

島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

イ 合格者の発表

(7) 日時

前期試験 平成23年12月21日（水）10時

後期試験 平成24年 2 月 22 日（水）10時

(4) 場所等

島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

5 地域推薦・自己推薦入学検定

(1) 地域推薦

ア 出願資格及び要件

農業科にあつては次の(7)及び(ウ)の要件を、林業科にあつては次の(4)及び(ウ)の要件を満たす者とする。

(7) 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの担い手育成総合支援協議会又は農業再生協議会の会長が推薦する者

松江八束地域担い手育成総合支援協議会

美郷地域担い手育成総合支援協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会

邑南町農業活性化支援センター運営協議会

雲南市農業再生協議会

浜田市農業担い手育成総合支援協議会

奥出雲町地域農業再生協議会

江津市農業担い手育成総合支援協議会

飯南町地域農業再生協議会

益田市担い手育成総合支援協議会

出雲市農業担い手育成総合支援協議会

津和野町農業担い手育成総合支援協議会

斐川町担い手育成総合支援協議会

吉賀町農業担い手育成総合支援協議会

大田市農業担い手育成総合支援協議会

島前地域担い手育成総合支援協議会

川本町担い手育成総合支援協議会

島後地域担い手育成総合支援協議会

(4) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業者」という。）が推薦する者

(ウ) 次の a から c までのいずれかに該当する者であつて、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者

b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

c その他知事が a 又は b に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

(7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

a 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

- b 志望理由書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）
- c アの(ウ)の a に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書
それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書
若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
- d 推薦書（島根県立農業大学校所定の用紙により、担い手育成総合支援協議会若しくは農業再生協議会の会長
又は林業認定事業体が作成したもの）
- e 返信用封筒（長形 3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分を貼り付けたもの）
- f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(4) 出願期間

平成23年9月27日（火）から平成24年1月31日（火）17時までとし、郵送の場合は、同年1月31日までの消印があるものは有効とする。

(ウ) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

- a 日時
随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）
- b 場所
大田市波根町970番1 島根県立農業大学校
- c 検定
小論文及び面接試験

(4) 合格者の発表

試験日から7日以内に島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者に文書で通知する。

(2) 自己推薦

ア 出願資格及び要件

次の(7)から(ウ)までのいずれかに該当する者であつて、島根県立農林大学校卒業後、島根県内における新規就農又は林業への就業に強い意欲を有するもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

- (7) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (ウ) その他知事が(7)又は(4)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

(7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- a 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）
- b アの(7)に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書
アの(4)又は(ウ)に定める者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
- c 自己推薦書（島根県立農業大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え、就農計画又は林業認定事業体への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は1,200字以上と

する。)

- d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分を貼り付けたもの）
- e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(f) 出願期間

平成23年9月27日（火）から平成24年1月31日（火）17時までとし、郵送の場合は、同年1月31日までの消印があるものは有効とする。

(g) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

a 日時

随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校

c 検定

体験実習等による適性試験、小論文及び面接試験

(f) 合格者の発表

試験日から7日以内に島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者に文書で通知する。

(3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のイに定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書（(1)のイの(ウ)のa又は(2)のイの(7)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。）、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

6 追試験

(1) 対象となる入学検定

ア 出身学校長推薦入学検定

イ 一般入学検定

(2) 対象となる者

ア インフルエンザと診断され、(1)のイ又はイの入学検定の当日の9時30分までに医師の診断書を提出した受験者

イ インフルエンザの症状（急な発熱、咳、喉の痛み等）があり、当日に受験できない受験者

その他追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農業大学校ホームページに掲載する。

(3) 追試験及び合格者の発表

ア 出身学校長推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

平成23年11月10日（木）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校

c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(f) 合格者の発表

平成23年11月17日（木）10時に島根県立農業大学の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

イ 一般入学検定

(7) 追試験

a 日時

前期試験 平成23年12月27日（火）9時30分から16時まで

後期試験 平成24年 2月28日（火）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校

c 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(f) 合格者の発表

a 日時

前期試験 平成24年 1月11日（水）10時

後期試験 平成24年 3月 6日（火）10時

b 場所等

島根県立農業大学の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農業大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農業大学校のホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/

7 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

8 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農業大学校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル、横24センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分を貼り付けたもの）を同封すること。